

## 佐賀市ふるさと応援寄附金活用型補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域再生法(平成17年法律第24号)に基づく地域再生計画に記載された佐賀市まち・ひと・しごと創生推進事業に関連する事業を実施する事業者に対し、企業版ふるさと納税を財源とした補助金を交付することにより、事業者が有する専門性及び人的資源を活用した事業者の主体的な地域活性化に資する活動を促進し、もって活力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業版ふるさと納税 地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をいう。
- (2) 認定地域再生計画 地域再生法第7条第1項に規定する認定地域再生計画をいう。

### (補助対象団体)

第3条 この要綱による補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人又は団体とする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とする団体でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が、その活動を支配し、又は運営に関与している団体でないこと。
- (3) 補助対象事業を的確に遂行するために必要な組織体制及び経理能力を有していること。
- (4) その他補助金を交付することが適当でないと市長が認める団体でないこと。

### (補助対象事業)

第4条 この要綱による補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市が定める認定地域再生計画に記載されている事業に係るもの
- (2) 第8条の規定により採択された事業であって、当該事業に対する企業版ふるさと納税により、補助金の交付に要する財源が確保されているもの
- (3) 補助対象事業の実施に関し、法令等に基づく許認可、届出、承諾その他必要な手続を要する場合にあっては、当該手続を完了していること又は完了する見込みがあること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 政治活動及び宗教活動を目的としている事業
- (2) 施設、設備等を設置する事業であって、土地所有者等の関係者の承諾を得られていな

い事業(当該関係者の承諾を得られる見込みがある事業を除く。)

(3) 補助対象経費項目の総額が 300 万円に満たない事業

(4) その他補助対象事業とすることが適当でないと認められる事業

3 補助対象事業は、補助金を交付する年度内に完了しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(補助対象経費)

第 5 条 この要綱による補助の対象となる経費(以下この条及び次条において「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費であって、次に掲げるもの以外のものとする。

(1) 交際費

(2) 慶弔費

(3) 親睦会費

(4) 福利厚生費

(5) 租税公課

(6) 減価償却費

(7) 寄附金

(8) 適正な時価でない額で取引又は計上される経費

(9) 企業版ふるさと納税をする者(以下「寄附者」という。)及びその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)第 8 条第 8 項に規定する関係会社をいう。以下「関係会社」という。)と取引された経費。ただし、関係会社のみが提供可能である物品又は役務であることを証明した場合は、この限りではない。

(10) その他補助対象経費とすることが適当でないと認められる経費

2 補助対象事業の実施に関し、この要綱による補助金の交付申請又は交付決定前に事業に着手する必要があるときは、第 8 条の規定による採択後に実施した経費に限り当該補助対象事業の実施に要した経費を、補助対象経費として認めるものとする。ただし、当該補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を受けることができない場合があることを承諾した上で、事業に着手するものとする。

(1) 第 8 条の規定による採択がされなかったとき。

(2) 当該補助対象事業に係る補助の予算案が佐賀市議会で議決されなかったとき。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、指定寄附として本市が受領した金額から算出した、本市が内示する額(以下「上限額」という。)又は補助対象経費の合計額(補助対象事業の実施に伴い収入が発生する場合には、合計額から当該収入の額を控除した額)のうちいずれか少ない金額とする。

2 前項の上限額は、採択事業ごとに、当該採択事業に対して指定寄附として本市が受領した

額から、当該受領額に応じて市長が別に定める基準により算定した額を控除した額とする。

#### (事業の提案)

第7条 本市が定める認定地域再生計画に記載されている事業を実施するためにこの要綱による補助を受けようとする者（第10条第2項第1号において「事業提案者」という。）は、当該事業の内容を、市長に対し提案するものとする。

#### (事業の採択)

第8条 市長は、前条の規定により提案を受けたときは、その内容を審査の上、当該提案に係る事業を採択するか否かを決定するものとする。

#### (寄附者の公募)

第9条 市長は、前条の規定により採択した事業(以下「採択事業」という。)に対し、企業版ふるさと納税をする者(以下「寄附者」という。)を公募するものとする。

#### (企業版ふるさと納税)

第10条 前条の規定による公募に応じた寄附者は、企業版ふるさと納税をする際に、当該企業版ふるさと納税を充当すべき採択事業を指定するものとする。

2 前項の場合において、寄附者は、当該指定した採択事業について、次に掲げる事由が生じたときは、当該指定した採択事業以外の事業に企業版ふるさと納税が充当されることをあらかじめ承諾した上で、企業版ふるさと納税をするものとする。

(1) 事業提案者が倒産、解散その他社会情勢の変化等により事業を実施できない事情が生じたとき。

(2) 企業版ふるさと納税の額が事業を実施できる額まで達しなかったとき。

(3) 事業の完了後に事業費が企業版ふるさと納税の額まで達しなかったとき。

(4) 採択事業の予算案が佐賀市議会で議決されなかったとき。

(5) その他特別な事情により市長が採択事業を実施すべきでないと判断したとき。

3 前項各号に掲げる事由が生じた場合において、寄附者は、企業版ふるさと納税の返還を市長に求めることができないものとする。

4 寄附者は、第1項の規定により採択事業を指定する場合において、当該寄附者と関係会社にある団体又は当該寄附者がその運営若しくは意思決定に実質的に関与している団体が実施する採択事業を指定してはならない。

#### (補正の指示)

第11条 市長は、採択事業の公益性の確保、補助金の適正な執行、安全管理その他補助目的達成のために必要があると認めるときは、採択事業の実施方法その他必要な事項について、補正を指示することができるものとし、採択事業を実施する者は、正当な理由がある

場合を除き、当該指示に従うものとする。

(補助金の交付等)

第 12 条 補助金の交付、決定等に関しては、佐賀市補助金等交付規則(平成 17 年佐賀市規則第 64 号)の規定するところによる。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。